

〈説明会での主な意見概要〉

(1) 見直し(案)の区域設定について

No.	意見	説明会の回答
1	人口密集している集落全体が下水道区域外となっているが、どのような理由か。 また、下水道区域の縁辺部について、自治会単位程度で同一区域となるよう区域に含めることはできないか。	見直しの検討は、国のマニュアルに沿って、家屋間限界距離、高低差や河川、水路等の地形に基づき、必要な特殊工法やポンプ等の設置費を見込むとともに、区域内の合併処理浄化槽の設置率を見込み、下水道整備費と合併処理浄化槽の整備費と比較検討して、区域設定を行っています。 また、縁辺部については今回の説明会等の意見を踏まえ、全体計画の見直し時に、改めて区域の再検討を行い確定していきます。
2	平成元年当初の計画自体が過大な計画であったため、下水道事業を縮小するのか。	当初計画は、人口や経済が右肩上がりの時代に策定しており、下水道区域も広域なものとなったと理解している。 当初計画から約30年が経過し、社会経済状況の変化や人口が減少傾向となり、現状では過大なものとなったため、現実的な計画へと見直しています。 具体的には、事業実施にあたり、一定の計算による費用比較などにより、合併処理浄化槽(個別処理)による汚水処理の方法が有利な判定となった区域を縮小しています。
3	既に整備済みの浄化センター、管渠等の施設は、過剰な施設とならないか。	浄化センターについては、整備規模に応じて増設しているため、過剰な施設と考えているが、浄化センターの用地や浄化センター付近の流末管渠については、現在の全体計画規模を想定しているため、過剰となる部分もでてくるものと考えています。
4	今回、下水道区域外となった区域について、今後経済状況がよくなってきたら再度見直して、区域に戻していくことはあるか。	管渠や処理場等の施設の更新時期を見込んで、平成52年までに、今回の構想見直しによる下水道区域内の整備を行っていくため、今後の区域の再見直しは、基本的に難しいと考えています。
5	見直し(案)となる今回の区域が、確定するのはいつ頃か。 また、再度説明会をしていくつもりか。	今回は、基本構想の見直しを行い、大まかな構想レベルでの区域を定めたもので、説明会の意見などを踏まえて再検討して、全体計画の見直し策定をしていくため、平成29年秋を目途に下水道区域を定め、説明会を開催していきたいと考えています。

(2) 合併処理浄化槽の支援方策等について

No.	意見	説明会の回答
1	<p>下水道と合併処理浄化槽では、維持管理費はどれくらい違うのか。</p>	<p>下水道使用料は、一般世帯(4人家族)で年間3.9万円程度であり、合併処理浄化槽は、年間4回の保守点検と年1回の浄化槽法の11条検査料が必要であり、年間6.8万円程度かかるため、合併処理浄化槽の方が約2.9万円高い状況となっています。</p>
2	<p>下水道区域外(個別処理区域)となった区域では、合併処理浄化槽での処理となるが、個人負担が下水道料金と公平となるような方策を示してほしい。</p>	<p>現在、合併処理浄化槽設置時には、設置に対する補助金により、個人負担はほぼ公平となっていると考えています。</p> <p>維持管理については、一般家庭で年間約2.9万円下水道の方が安い状況となっているため、全体的に公平性が保てるように、維持管理費に対する新たな助成を平成31年から交付できるよう検討していきたいと考えています。</p> <p>今後、この基本構想を基に全体計画を見直し、下水道区域を確定することから、全体計画とともに、助成(補助金)の新制度について示してまいります。</p>
3	<p>下水道区域外(個別処理区域)となった区域については、すぐに合併処理浄化槽へ切り替える必要があるのか。</p>	<p>現在使用している浄化槽については、使えなくなるまでは使用していただいて構わないと考えています。</p> <p>単独浄化槽の一般的な耐用年数は30年であり、平成13年以降に製造されていないことから、平成52年頃には合併処理浄化槽へ切替わるものと考えています。</p>
4	<p>合併処理浄化槽の維持管理を含む支援制度は、いつ頃決定するのか。 また、決定したら説明会などきちんと説明してほしい。</p>	<p>新たな支援制度に関しては、全体計画の見直しにより、下水道区域が確定された中で、市の財政状況等を踏まえて、助成(補助金)の新制度についても、決定していきたいと考えています。</p> <p>平成29年秋頃までに、全体計画とともに、方針を決定し、詳しい資料を作成して、説明会を開催していく予定です。</p>
5	<p>下水道区域で、整備にかなりの年数がかかる場合でも、合併処理浄化槽の補助金交付対象区域にならないのか。</p>	<p>現行の設置補助金制度では、下水道を整備する全体区域の中でも、事業計画区域(概ね10年程度事業を行う予定の区域)で無ければ補助金対象となっているため、維持管理の新たな制度についても同様の対応が必要ではないかと考えています。</p>

(3) 下水道使用料等について

No.	意見	説明会の回答
1	下水道使用料の値上げは考えていないのか。	<p>現在の使用料の設定は、県下の他市に比べても安い状況であり、事業運営も厳しい状況であることから、今後は、値上げをする必要があると考えています。</p> <p>しかし、使用料の改正時期や上限については、下水道を取り巻く環境の変化もあり、現時点で見込むことは難しいため、今後の状況を踏まえて5年毎を目安に使用料を見直していきたいと考えています。</p>
2	浄化槽の清掃料金の値下げはできないか。	<p>合併及び単独浄化槽の清掃・点検業者は、許可制度で申請に対して市が許可しており、旧袋井市地区は2社、旧浅羽町地区は1社が許可業者になっています。</p> <p>今回の見直しに伴い、合併処理浄化槽区域が拡大することから、清掃・点検業者の選択や料金の値下げについても、担当部署である環境政策課とともに、事業者との意見交換に努めてまいります。</p>

(4) 側溝等の整備について

No.	意見	説明会の回答
1	下水道区域外(個別処理区域)となった区域の処理水は、道路側溝や水路に流すことになるが、道路側溝等が充分整備されていない場合があるので、整備してもらいたい。	道路側溝等の整備については、下水道事業とは別事業となりますが、排水路の整備も必要と考えますので、自治会を通じ、整備箇所を要望していただいたうえで、庁内調整してまいります。
2	下水道であれば側溝清掃を行う必要がなくなると聞かすが、浄化槽のままでは永久的に清掃を行うことになるため、不公平ではないか。	合併処理浄化槽では、尿尿だけでなく、風呂水や台所の生活雑排水を含めた生活排水のすべてを、下水道と同等の処理ができるので、下水道の場合との側溝清掃に関する差はないものと考えていますが、単独浄化槽が混在する間は、清掃なども必要になると考えています。

(5) 都市計画税について

No.	意見	説明会の回答
1	下水道区域外(個別処理区域)となった区域の都市計画税はどうなるのか。	<p>都市計画税は、用途地域内の都市計画事業に充当されるため、下水道事業にも充当されており、また、用途地域でない地区では直接的に充当されていませんが、他の税金を含めて、用途地域外の下水道事業の推進を図っております。</p> <p>下水道区域外(個別処理区域)となった区域の都市計画税の課税がなくなるわけではありませんが、その他の税金も含めて、下水道をはじめ、市全体の様々な事業の推進を、効率的かつ効果的な使い方となるよう慎重に対応をしてまいります。</p>